

公的年金等を受給されている方へ

- 源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- スマートフォンでもご利用いただける国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、税額等が自動的に計算され、誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。
- 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、毎回マイナンバーカード等の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
- 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得（※）があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村にお尋ねください。

※ 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は次の通りです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与・パート収入など	給与等の収入金額 - 給与所得控除等
雑所得（公的年金等以外）	個人年金、原稿料など	総収入金額 - 必要経費
配当所得 ◆上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合を除く。	株式の配当や投資信託の収益分配金など	収入金額 - 株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	(総収入金額 - 収入を得るために直接要した金額 - 特別控除額【最高50万円】) × 1/2

■お問い合わせ 函館税務署 函館市中島町37-1 ☎0138-31-3171

新函館農業協同組合 木古内支店 閉店のお知らせ

令和5年1月31日（火）をもちまして、木古内支店が閉店となりますのでお知らせします。
2月1日（水）より知内支店内に木古内支店業務を移行させていただきますが「店名・店番号・お客様の口座番号」の変更はございません。また、週2回ですが木古内支店駐車場にて移動金融車（愛称 J A ライナー）を下記のとおり営業いたします。
ご利用されているお客様には、ご不便をおかけいたしますがよろしくお願い申し上げます。

令和5年2月1日から

○移動金融車（J A ライナー）営業日程			○木古内 A T M コーナー		
営業日	営業時間	場所	営業日	営業時間	場所
毎週水曜日	9:30~11:30	木古内支店駐車場	平日 (土日祝日は営業していません)	9:00~17:00	(現:木古内支店内)
毎週金曜日	9:30~11:30 12:30~14:30	木古内支店駐車場			

※融資・共済事業につきましては、知内支店取扱いとなりますので各担当窓口をご利用願います。

お問い合わせ先

《令和5年1月31日》までは
新函館農業協同組合 木古内支店
木古内町字本町545番地1
☎01392-2-3151

《令和5年2月1日》より
新函館農業協同組合 知内支店
知内町字重内66番地の102
☎01392-5-5511